

令和 8 年度佐賀県食品衛生監視指導計画（案）
 についてのパブリック・コメントの実施結果

【反映区分】

- 「A」 計画等と同趣旨のもの
- 「B」 計画等の修正を行ったもの
- 「C」 計画等の推進の段階で検討するもの
- 「D」 計画等の修正が困難なもの
- 「E」 計画等に関する感想や質問であるもの

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
1	E	令和 7 年度も、食に関わるところでは、全国的に食中毒など多発する中、佐賀県においては県民の声に耳を傾け、食品安全行政にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。ぜひ、令和 8 年度においても、引き続き県民への食品危害発生防止と健康保護にむけた各関係部局の取り組みに期待します。	引き続き、関係部局とも連携を図り、食の安全性の確保に努めてまいります。
2	A	県で推進いただいている衛生管理システムである HACCP は、生産・製造・流通・そして消費など、それぞれの段階で危害要因を分析、特定し、その行程にて管理し安全を確保するための有効な手法だと思います。 このシステムにおいて、食の安全を確保するためには、事業者のみならず消費段階での危害発生要因も少なくないはずで、そこで消費者自らが危害発生防止の意識を高め、そして取り組む必要があると思います。 そのためにも、一般消費者自らの食の安全に対する意識向上、注意喚起の推進に向けた情報提供に期待します。	家庭における食中毒を未然に防止するため、食品等の取扱いに関する注意事項などをテレビ、ラジオ、新聞、県のホームページや広報誌等を通じて周知徹底を図ってまいります。
3	A	相互間の理解を高める意味でも、ぜひ引き続きリスクコミュニケーションの開催もお願いします。	引き続き、県が実施する講習会や会議の場において消費者・業者等との意見交換に努めてまいります。
4	E	情報提供いただいている参考資料の 3. その他ですが、令和 4 年度 5 件より令和 6 年度は二桁の 11 件に増えています。その他とは、実際どんな処分等なのでしょうか。いずれの処分も、その後の改善、信頼の回復が重要かと思えます。	参考資料の 3. 食中毒に関する食品営業施設の行政処分等の状況のうち、その他とは、営業停止等の行政処分には該当しないものの、食品衛生法に違反した営業施設に対して文書指導や始末書の提出を求めた件数を指します。これらの措置を行った施設についても、改善状況の確認等を実施しています。